

**『明日へつながるクーポン』**  
新型コロナウイルスに負けずにかんぽろうせ！プロジェクト  
**参加店舗募集中！**  
詳しくはQRコード参照  
☎ アビシルベ ☎7100-0014



新型コロナウイルス感染症の対策を  
みんなで守ろう「いのちと暮らし」

## 市議会定例会 本日開会

### 日程(予定)

- 6月1日(月) 本会議(市政一般報告・議案説明など)〈午後1時開会〉
- 6月8日(月)～10日(水) 本会議(一般質問)〈午前10時開会〉
- 6月11日(木) 総務企画常任委員会〈午前10時開会〉
- 6月12日(金) 教育福祉常任委員会〈午前10時開会〉
- 6月15日(月) 環境都市常任委員会〈午前10時開会〉
- 6月16日(火) 予算審査特別委員会〈午後1時開会〉
- 6月17日(水) 議会運営委員会〈午前10時開会〉
- 6月17日(水) 議会改革特別委員会〈午後1時開会〉
- 6月18日(木) 本会議(採決など、閉会)〈午後2時開会〉

※日程・開会時間は変更になる場合があります。  
※定例会の日程は、市議会ホームページでもご覧いただけます。  
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴は極力ご遠慮いただき、議  
会中継をご活用ください。  
☎ 議会事務局・内線242

## 6月は我孫子市男女共同参画月間

「誰もが活躍できるまち」「誰もが安心して暮らせるまち」「誰もが地域でつな  
がるまち」の3つの柱で男女共同参画を推進しています。

毎年6月、講演会や企画展示などを行っていますが、今年は新型コロナウイルス  
感染症の状況を踏まえ、12月ごろの開催を検討しています。

### ◎外出自粛によりDV被害が深刻化

外出できないストレスにより家庭内での暴力が増えています。市ではDV相  
談の専用窓口を設置しています。一人で抱え込まず相談してください。周囲に  
心配な人がいたら教えてあげてください。

☎ 市役所DV相談窓口(社会福祉課) ☎7185-1113

### ◎「DV相談+」DVのお悩み、ひとりで抱えていませんか？

内閣府では、電話・  
Eメール・チャット  
で相談できるサイト  
DV相談+を新設し  
ました。配偶者やパ  
ートナーから受けて  
いるさまざまな暴力  
(DV)に専門の相談  
員が対応します。10  
カ国の言語でも相談  
ができます。

あなたがつらいと感じることがあったら  
ひとりでがまんしないで  
たいしたことはないと思えないで  
話してみよう  
女性のかたも 男性のかたも  
相談できます

我孫子市役所社会福祉課(DV相談)  
直通:04-7185-1113



DV相談+ ☎0120-279-889(24時間対応)

※Eメール・チャットはQRコード参照

☎ 秘書広報課男女共同参画室 ☎7185-1752



市役所の相談  
窓口もあります

## 介護保険料納入通知書は6月15日(月)に発送予定

納付期限 普通徴収第1期…6月30日(火)

納付場所 納付書裏面に記載の金融機関またはコンビニエンスストア

※特別徴収(年金天引き)の方は介護保険料納入通知書でご確認ください。

◎介護保険料 令和元年10月からの消費税引き上げにより、低所得者の保険  
料負担が軽減されるため、介護保険料が変更となります。

段階	軽減後(年額)	軽減前(年額)
第1段階	1万8000円	2万2500円
第2段階	2万4000円	3万1500円
第3段階	4万2000円	4万3500円

※第4段階以降の方の保険料に変更はありません。

☎ 高齢者支援課・内線313

## すこやかちゃん



**平田 華蓮ちゃん**  
(高野山・1歳3カ月)  
ひらたかれんです◎いちごが  
大好き元気な女の子です！み  
んなよろしくね♡！



**工藤 暖とちゃん**  
(高野山・1歳2カ月)  
いつも元気いっぱい！お外大  
好き！我が家の癒しです♡心  
心の温かい子になってね◎

## 6月1日から「若い世代の住宅取得補助金」受付開始

40歳未満(既婚者の場合は、夫婦どちらかで可)で、4月1日以降に市内に住  
宅を取得(所有権登記)し、下表の補助要件①・②のいずれかまたはその両方に  
該当する方が対象です。

また、3月31日までに住宅を取得した方でも、取得日から1年以内であれば  
申請ができます。詳しくは市ホームページまたは、お問い合わせください。

補助要件		補助金額(最大15万円)
補助要件①	市内東側での住宅取得	10万円
補助要件②	取得者またはその配偶者が市外からの転入者	5万円

☎ 建築住宅課・内線601

## 令和2年度国民健康保険税納税通知書は6月15日(月)に発送予定

納税義務者は世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合でも世帯主(納税  
義務者)宛てに通知します。

なお、後期高齢者医療保険料決定通知書(納入通知書)は7月中旬に郵送しま  
す。

### ◆納付方法(納税通知書の「徴収方法」欄に記載)

①普通徴収(納付書・口座振替) 1年分(4月～翌年3月の12カ月分)を10回に  
分けて納めていただきます。※納期限は納税通知書・納付書内に記載

### 【普通徴収のお支払いは便利な口座振替で】

口座振替にすると自動的に引き落とされ翌年以降も継続されます。詳しくは  
同納税通知書に同封のパンフレットをご覧ください。

②特別徴収(年金から天引き) 年金支給月に仮徴収と本徴収により納めていた  
だきます。仮徴収(4・6・8月)は前年度の保険税額を案分した額を徴収しま  
す。本徴収(10・12・2月)は仮徴収を差し引いた残りの税額を3回に分けて徴  
収します。※引き続き特別徴収となる方は2月に徴収した保険税額と同額を仮  
徴収します。※世帯主が年度途中で75歳になり後期高齢者医療保険に移行す  
る場合は、その年度の特別徴収は行いません。

### ◆制度が改正されました(主なポイント)

◎医療保険分の賦課限度額が61万円から63万円に、介護保険分の賦課限度額  
が16万円から17万円に変更になりました。

◎低所得者の方への軽減基準が拡大されました。

### ◆納付が困難な場合は、早めに納税相談を！

保険税を滞納すると延滞金が加算されます。納付が困難な場合は分割による  
納付方法などがありますのでご相談ください。

### ◆国保に加入するとき、やめるとき

必ず国保年金課または行政サービスセンターで届け出をしてください。

☎ 国保年金課・内線930